

# 平成24年度桜川市地域防災計画（当初平成19年策定） 改定方針

**茨城県地域防災計画との比較**

- 茨城県計画と比較し不足している節を桜川市地域防災計画に導入（県計画 風水害等編はH22、地震災害編はH24のため、目次構成において、桜川市風水害等編に関しても県地震災害編を参考としている）
- 茨城県計画に合わせ「大規模災害対策編」を「風水害等対策計画編」に包含
- 新設した項目は網掛けにて表示

## 茨城県地域防災計画

### 風水害等対策計画編（平成22年）

<b>1 総則</b>	
第1節	目的
第3節	防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱
第2節	県土の自然条件

### 2 水害・台風、竜巻等風害対策計画

<b>第1章 災害予防</b>	
第1節	水政計画
第2節	土砂災害防止計画
第3節	交通計画
第4節	都市計画
第5節	文教計画
第6節	農地農業計画
第7節	気象業務整備計画
第8節	情報通信設備等の整備計画
第9節	災害用資材、機材等の点検整備計画
第11節	防災知識の普及計画
第10節	火災予防計画
第12節	防災訓練計画
第13節	防災組織等の活動体制整備計画
第14節	災害時要援護者支援計画

### 【全体構成】

・「大規模災害対策編」を「風水害等対策編」に包含（茨城県計画に合わせる）  
 ・行政機関・企業等の変更箇所修正

### 【改定の根拠】

・防災基本計画の改定（H24.9）の反映：知見・文言の追加・修正等  
 ・災害対策基本法の改定（H24.6）の反映：受援・相互支援体制の強化等  
 ・被災者生活再建支援法の改定（H23.8）の反映：年収要件の撤廃等  
 ・内閣府「地震災害時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」等の反映：減災の視点等  
 ・茨城県地域防災計画の改定の反映

## 桜川市地域防災計画（改定案）

## 改定のポイント

### 風水害等対策計画編

<b>1 水害・台風、竜巻等風害対策計画</b>	
<b>第1章 総則</b>	
第1節	防災計画の概要
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第3節	桜川市の概要
第4節	防災対策の推進方向

・「自助・共助・公助の推進と外部支援・相互連携による補完体制構築」の重要性を明記  
 ・「災害時要援護者への配慮と男女両性の視点に立った対策」の重要性を明記  
 ・「防災関係機関及び住民の責務」の記述を充実  
 ・時点修正  
 ・「減災」、「広域応援体制」、「自主防災組織の活用」、「要援護者対策」、「平時の訓練等の重要性」、「ICTを中心とした通信設備整備」、「教訓伝承」の知見の追加と充実

### 第2章 災害予防計画

第1節	災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備（新設）
1	対策に携わる組織の整備（新設）
2	広域応援計画（現行第21節）
3	防災組織等の活動体制の整備（新設）
4	情報通信ネットワークの整備（名称変更）
5	気象業務整備計画（現行第10節）
第2節	災害に強いまちづくり（新設）
1	都市防災化計画（新設）
2	水害予防計画（現行第1節）
3	風害予防計画（現行第2節）
4	地盤土砂災害等予防計画（現行第3節）
5	危険物等災害予防計画（現行第8節）
6	建築物の災害予防計画（現行第6節）
7	農地農業予防計画（現行第9節）
8	火災予防計画（現行第15節）
9	林野火災予防計画（現行第16節）
第3節	被害軽減への備え（新設）
1	緊急輸送路の確保整備計画（名称変更）
2	医療救護活動への備え（名称変更）
3	被災者支援のための備え（新設）

・職員への災害時の役割と体制の明記  
 ・関係部局間等の連携体制の明記  
 ・「自主防災組織の整備と育成（現行第18節）」「企業防災の促進に関する計画（現行第19節）」「ボランティア受入体制の整備及び運用に関する計画（現行第20節）」を統合  
 ・「自主防災組織の整備」の記述を充実  
 ・「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制」の明記  
 ・「ボランティアの活動環境の整備」の記述を充実  
 ・「災害通信整備計画（現行第11節）」を含める  
 ・「情報伝達手段の多様化、多層化」について明記  
 ・「市防災行政無線のデジタル化再整備」の明記  
 ・「竜巻に関する気象情報」を追加  
 ・時点修正  
 ・「緊急輸送ルート確保体制」を明記  
 ・「建築物の安全性の確保」を明記  
 ・「ライフライン施設等の機能の確保」を明記  
 ・時点修正  
 ・「竜巻被害予防計画」を明記  
 ・「土砂災害警戒情報」の追加  
 ・時点修正  
 ・時点修正  
 ・「自主防災組織の重要性」を明記  
 ・「交通計画（現行第4節）」を含める  
 ・「緊急輸送ルート確保体制」を明記  
 ・時点修正  
 ・「医療・助産計画（現行第13節）」を含める  
 ・「医療関係団体との協力体制の強化」を明記  
 ・「応急物資等備蓄計画（現行第12節）」を含める



第22節	輸送計画
第23節	労務計画
第24節	文教対策計画
第25節	自衛隊に対する災害派遣要請計画
第26節	他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画
第27節	農地農業計画
第28節	電力施設の復旧計画
第29節	東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画
第30節	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ茨城支店の災害対策計画
第31節	県防災ヘリコプターによる災害応急計画
第32節	郵政事業に係る措置

10	地域の孤立対策計画(新設)	・「孤立した場合の対応」について明記
11	医療・助産計画(現行第17節)	・時点修正
12	ガス対策計画(現行第28節)	
13	燃料対策計画(新設)	・「燃料の確保体制」について明記 ・「住民への広報」について明記
第5節	被災者生活支援(新設)	
1	被災者の把握(新設)	・「被災者把握のための調査体制の整備」について明記 ・「避難者把握のための窓口」について明記
2	被災者のメンタルケア(新設)	・「こころのケア対策(PTSD)」について明記
3	ボランティア団体等支援計画(新設)	・「ボランティア団体との協力、連携」について明記
4	ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供(新設)	・「的確な情報窓口への振り分け」について明記 ・「生活情報の提供」について明記
5	生活救援物資の供給(新設)	・「給水計画(現行第14節)」、「食糧供給計画(現行第12節)」、「衣料・生活必需品等供給計画(現行第13節)」 ・「給水方法」の内容の充実 ・「高齢者、乳幼児に配慮した食糧供給」について明記 ・時点修正
6	災害時要援護者応急対策計画(現行第15節)	・「食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の災害時要援護者への配慮」について明記 ・「児童に係る対策」について明記
7	帰宅困難者対策計画(新設)	・「企業等の各機関の取組み」について明記
8	義援物資対策(新設)	・「被災地ニーズの把握、被災地情報の発信」について明記
9	愛玩動物の保護対策(新設)	・「愛玩動物の保護及び適正飼養」について明記
10	郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護措置(現行第31)	・時点修正
第6節	災害救助法の適用(新設)	
第7節	応急復旧・事後処理(新設)	
1	建築物の応急復旧(名称変更)	・「応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画(現行第16節)」を含める ・「建築物等の応急危険度判定」について明記
2	ライフライン施設の復旧計画(現行第29節)	
3	農地農業計画(現行第27節)	
4	清掃計画(現行第19節)	・「死獣処理対策」を追加 ・時点修正
5	防疫計画(現行第18節)	
6	障害物の除去計画(現行第21節)	
7	死体の捜索及び処理埋葬計画(現行第20節)	

### 第3章 災害復旧

第1節	公共施設の災害復旧計画
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画
第3節	災害復旧資金計画
第4節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画
第5節	その他の保護計画

### 第4章 災害復旧

第1節	公共施設の災害復旧計画	
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	
第3節	被災者生活再建支援法の適用計画	・時点修正
第4節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画	
第5節	義援金品の募集及び配分	・「義援金」と「義援品」対策の明確化
第6節	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	
第7節	生活福祉資金の貸付	
第8節	母子寡婦福祉資金	・時点修正
第9節	その他の保護計画(新設)	・「被災者に対する職業のあっせん」「国税等の徴収猶予及び減免の措置」「生活保護」について明記

## 4 航空災害対策計画

### 第1章 災害予防

第1節	茨城県の航空状況
第2節	航空交通の安全のための情報の充実
第3節	航空機の安全な運行の確保
第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### 第2章 災害応急対策

第1節	発災直後の情報の収集・連絡
第2節	活動体制の確立
第3節	捜索、救助・救急、医療及び消火活動
第4節	避難勧告・指示・誘導
第5節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
第6節	関係者等への的確な情報伝達活動
第7節	遺族等事故災害関係者の対応
第8節	防疫及び遺体の処理

## 2 航空災害対策計画

### 第1章 災害予防

第1	茨城県の航空状況	・時点修正
第2	航空交通の安全のための情報の充実	
第3	航空機の安全な運行の確保	
第4	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	

### 第2章 災害応急対策

第1	発災直後の情報の収集・連絡	・時点修正
第2	活動体制の確立	
第3	捜索、救助・救急、医療及び消火活動	
第4	避難勧告・指示・誘導	
第5	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	
第6	関係者等への的確な情報伝達活動	
第7	遺族等事故災害関係者の対応	
第8	防疫及び遺体の処理	

<b>5 鉄道災害対策計画</b>	
<b>第1章 災害予防</b>	
第1節	茨城県の鉄道状況
第2節	鉄道交通の安全のための情報の充実
第3節	鉄道交通安全運行の確保
第4節	鉄道車両の安全性の確保
第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
<b>第2章 災害応急対策</b>	
第1節	発災直後の情報の収集・連絡
第2節	活動体制の確立
第3節	救助・救急、医療及び消火活動
第4節	避難勧告・指示・誘導
第5節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動
第6節	関係者等への的確な情報伝達活動
第7節	防疫及び遺体の処理

<b>3 鉄道災害対策計画</b>		
<b>第1章 災害予防</b>		
第1節	茨城県の鉄道状況	・時点修正
第2節	鉄道交通の安全のための情報の充実	
第3節	鉄道交通安全運行の確保	
第4節	鉄道車両の安全性の確保	
第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	
<b>第2章 災害応急対策</b>		
第1節	発災直後の情報の収集・連絡	・時点修正
第2節	活動体制の確立	
第3節	救助・救急、医療及び消火活動	
第4節	避難勧告・指示・誘導	
第5節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	
第6節	関係者等への的確な情報伝達活動	
第7節	防疫及び遺体の処理	

<b>6 道路災害対策計画</b>	
<b>第1章 災害予防</b>	
第1節	茨城県の道路交通状況
第2節	道路交通の安全のための情報の充実
第3節	道路施設等の管理と整備
第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
第5節	防災知識の普及
第6節	再発防止対策の実施
<b>第2章 災害応急対策</b>	
第1節	発災直後の情報の収集・連絡
第2節	活動体制の確立
第3節	救助・救急、医療及び消火活動
第4節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動
第5節	危険物の流出に対する応急対策
第6節	道路施設・交通安全施設の応急復旧活動
第7節	関係者等への的確な情報伝達活動
第8節	防疫及び遺体の処理

<b>4 道路災害対策計画</b>		
<b>第1章 災害予防</b>		
第1節	茨城県の道路交通状況	・時点修正
第2節	道路交通の安全のための情報の充実	
第3節	道路施設等の管理と整備	
第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	
第5節	防災知識の普及	
第6節	再発防止対策の実施	
<b>第2章 災害応急対策</b>		
第1節	発災直後の情報の収集・連絡	・時点修正
第2節	活動体制の確立	
第3節	救助・救急、医療及び消火活動	
第4節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	
第5節	危険物の流出に対する応急対策	
第6節	道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	
第7節	関係者等への的確な情報伝達活動	
第8節	防疫及び遺体の処理	

<b>8 大規模な火事災害対策計画</b>	
<b>第1章 災害予防</b>	
第1節	災害に強いまちづくり
第2節	大規模な火事災害防止のための情報の充実
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え
第4節	防災知識等の普及
<b>第2章 災害応急対策</b>	
第1節	発災直後の情報の収集・連絡
第2節	活動体制の確立
第3節	救助・救急、医療及び消火活動
第4節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
第5節	避難収容活動
第6節	施設及び設備の応急復旧活動
第7節	関係者等への的確な情報伝達活動
第8節	防疫及び遺体の処理

<b>5 大規模な火事災害対策計画</b>		
<b>第1章 災害予防</b>		
第1節	災害に強いまちづくり	・時点修正
第2節	大規模な火事災害防止のための情報の充実	
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	
第4節	防災知識等の普及	
<b>第2章 災害応急対策</b>		
第1節	発災直後の情報の収集・連絡	・時点修正
第2節	活動体制の確立	
第3節	救助・救急、医療及び消火活動	
第4節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	
第5節	避難収容活動	
第6節	施設及び設備の応急復旧活動	
第7節	関係者等への的確な情報伝達活動	
第8節	防疫及び遺体の処理	

<b>6 原子力災害対策計画(新設)</b>
------------------------

- 「原子力災害対策計画」は、「風水害等対策編」の「6」として新設(大規模災害対策計画の1つとしての位置付け)
- 県計画の中から市として対応する必要がある項目をピックアップし構成

第1章 災害予防		
第1	国・県等との連携	県(H20.4)原子力2章3節(P11)
第2	住民広報	県(H20.4)原子力2章6節(P16)、県(H20.4)原子力2章12節(P23)
第3	モニタリング設備・機器の整備	県(H20.4)原子力2章7節(P18)
第4	原子力災害時の避難計画の整備	県(H20.4)原子力2章8節(P18-19)
第5	広域応援体制の整備	市現行計画 地震災害対策計画編2章_1節_1「広域応援計画」(仮)を準拠
第2章 災害応急対策		
第1	通報基準・緊急事態判断基準	原子力災害対策特別措置法10、15条
第2	市の活動体制	県(H20.4)原3章1節_5(P26)、活動体制の配備基準はぎょうせい提案
第3	事業者等による初動活動	国、県の計画から抽出
第4	広報	県(H20.4)原3章5節(P41-42)
第5	避難・屋内退避等	県(H20.4)原3章6節(P43-47)
第6	緊急被ばく医療	県(H20.4)原3章7節(P48)
第7	飲食物等に関する措置	県(H20.4)原3章8節(P57)
第8	緊急輸送	県(H20.4)原3章10節(P59)
第9	応援要請	県(H20.4)原3章11節(P60-61)

## 地震災害対策計画編(平成24年)

第1章 総則	
第1節	地震災害対策計画の概要
第2節	茨城県の防災環境
第3節	茨城県の地震被害
第4節	各機関の業務の大綱

## 第2章 地震災害予防計画

第1節	震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備
1	対策に携わる組織の整備
2	相互応援体制の整備
3	防災組織等の活動体制の整備
4	情報通信ネットワークの整備
第2節	地震に強いまちづくり
1	防災まちづくりの推進
2	建築物の不燃化・耐震化等の推進等
3	土木施設の耐震化等の推進
4	ライフライン施設の耐震化の推進
5	地盤災害防止対策の推進
6	危険物等施設の安全確保
第3節	地震被害軽減への備え
1	緊急輸送への備え
2	消火活動、救助・救急活動への備え
3	医療救護活動への備え
4	被災者支援のための備え
5	災害時要援護者安全確保のための備え
6	燃料不足への備え
第4節	防災教育・訓練
1	防災教育
2	防災訓練
3	災害に関する調査研究

## 地震災害対策計画編

第1章 総則		
第1節	防災計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自助・共助・公助の推進と外部支援・相互連携による補完体制構築」の重要性を明記</li> <li>「災害時要援護者への配慮と男女両性の視点に立った対策」の重要性を明記</li> <li>「防災関係機関及び住民の責務」の記述を充実</li> <li>・時点修正</li> </ul>
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時点修正</li> </ul>
第3節	桜川市の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時点修正</li> </ul>
第4節	防災対策の推進方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>「減災」、「広域応援体制」、「自主防災組織の活用」、「要援護者対策」、「平時の訓練等の重要性」、「ICTを中心とした通信設備整備」、「教訓伝承」の知見の追加と充実</li> </ul>

## 第2章 地震災害予防計画

第1節	震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備(新設)	
1	対策に携わる組織の整備(新設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員への災害時の役割と体制の明記</li> <li>・関係部局間等の連携体制の明記</li> </ul>
2	広域応援計画(現行第1節)	
3	防災組織等の活動体制の整備(新設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自主防災組織の整備と育成(現行第2節)」、「企業防災の促進に関する計画(現行第3節)」、「ボランティア受入体制の整備及び運用に関する計画(現行第4節)」を統合</li> <li>「自主防災組織の整備」の記述を充実</li> <li>「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制」の明記</li> <li>「ボランティアの活動環境の整備」の記述を充実</li> </ul>
4	情報通信ネットワークの整備(現行第5節)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「情報伝達手段の多様化、多層化」について明記</li> <li>「緊急地震速報受信設備、J-ALERT(全国瞬時警報システム)等の整備・維持」の明記</li> </ul>
第2節	地震に強いまちづくり(新設)	
1	都市防災化計画(現行第7節)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「緊急輸送ルートの確保体制」を明記</li> <li>「建築物の安全性の確保」を明記</li> <li>「ライフライン施設等の機能の確保」を明記</li> </ul>
2	地震防災上緊急整備すべき施設等の整備計画(現行第13節)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市防災行政無線のデジタル化再整備」の明記</li> </ul>
3	水道施設の災害予防計画(現行第8節)	
4	地盤土砂災害等予防計画(現行第9節)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「液状化防止対策の推進」を明記</li> </ul>
5	危険物等災害予防計画(現行第10節)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「放射線使用施設の予防対策」を追加</li> <li>・時点修正</li> </ul>
第3節	地震被害軽減への備え(新設)	
1	緊急輸送路の確保整備計画(現行第11節)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時点修正</li> </ul>
2	消火活動、救助・救急活動への備え(名称変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「火災予防計画(現行第12節)」を含める</li> <li>「自主防災組織、地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上」について明記</li> </ul>
3	医療救護活動への備え(新設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「医療関係団体との協力体制の強化」を明記</li> </ul>
4	被災者支援のための備え(新設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「応急物資等備蓄計画(現行第6節)」を含める</li> </ul>
5	避難対策計画(新設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「避難所、避難路の確保」について明記</li> <li>「避難所の備蓄物資及び設備の整備」について明記</li> <li>「広域避難」について明記</li> <li>「地域に求められる役割」を明記</li> <li>「災害時要援護者への配慮」を明記</li> </ul>
6	災害時要援護者対策計画(現行第14節)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「避難支援プランの策定等」を追記</li> <li>「緊急応援連絡体制の整備」について明記</li> <li>「社会福祉施設等の耐震性の確保」について明記</li> <li>「災害時要援護者の状況把握」を明記</li> <li>「自主防災組織の位置づけ」の明確化</li> <li>「地域ぐるみの支援体制づくり」について明記</li> </ul>
7	帰宅困難者対策計画(現行第15節)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「帰宅困難者対策」について明記</li> </ul>
8	地域の孤立対策計画(現行第16節)	
9	燃料不足への備え(新設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「重要施設・災害応急対策車両等の指定」「災害応急対策車両専用・優先給油所の指定」について明記</li> <li>「平常時の心構え」について明記</li> </ul>
10	文化財災害予防計画(新設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「文化財保護」について明記</li> </ul>
第4節	防災教育・訓練(新設)	
1	防災知識の普及・啓発に関する計画(現行第17節)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市民に対する防災知識の普及」の記述を充実</li> <li>「教訓伝承」、「BCP」の知見の追加</li> <li>「専門家の活用」を明記</li> <li>「防災対策要員に対する防災教育」について明記</li> </ul>
2	防災訓練計画(現行第18節)	<ul style="list-style-type: none"> <li>訓練項目に「無線による災害情報収集伝達」「災害時要援護者の支援(避難所への避難等)」「応急給水活動」を追加</li> <li>訓練における「学校と地域が連携」について明記</li> <li>「防災訓練時の交通規制」について明記</li> </ul>
3	文教計画(新設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「防災教育」について明記</li> </ul>
4	震災に関する調査研究(新設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備」について明記</li> <li>「予測、観測の充実・強化」を明記</li> </ul>

「地域に求められる役割」と「災害時要援護者への配慮」を特に明記

第3章 地震災害応急対策計画	
第1節 初動対応	
1 職員参集・動員	
2 災害対策本部	
第2節 災害情報の収集・伝達	
1 通信手段の確保	
2 災害情報の収集・伝達・報告	
3 災害情報の広報	
第3節 応援・派遣	
1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保	
2 応援要請・受入体制の確保	
3 他都道府県被災時の応援	
第4節 被害軽減対策	
1 警備対策	
2 避難勧告・指示・誘導	
3 緊急輸送	
4 消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動	
5 応急医療	
6 危険物等災害防止対策	
7 燃料対策	
第5節 被災者生活支援	
1 被災者の把握	
2 避難生活の確保、健康管理	
3 ボランティア活動の支援	
4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供	
5 生活救援物資の供給	
6 災害時要援護者安全確保対策	
7 応急教育	
8 帰宅困難者対策	
9 義援物資対策	
10 愛玩動物の保護対策	
第6節 災害救助法の適用	
第7節 応急復旧・事後処理	

第3章 地震災害応急対策計画	
第1節 初動対応(新設)	
1 組織計画(現行第1節)	・「災害対策本部の体制と配備」について明記 ・時点修正
2 動員計画(現行第2節)	・「職員の配備基準」の明確化 ・「消防団の活動体制」の明確化
第2節 災害情報の収集・伝達(新設)	
1 災害情報の収集・伝達計画(現行第3節)	・「非常通信の確保」の内容の充実 ・「情報の収集及び報告」の内容の充実 ・「警察との連携体制」について明記 ・時点修正
2 広報計画(現行第4節)	・「ソーシャルメディア等の活用による通信手段の多様化」について明記 ・「庁内連絡」について明記 ・「報道機関への対応」について明記 ・時点修正
第3節 応援・派遣(新設)	
1 自衛隊の災害派遣要請計画(現行第5節)	・「自衛隊災害派遣要請手続」について内容を充実 ・「市の役割」の明記
2 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画(現行第6節)	・「国の機関に対する職員派遣の要請」について明記 ・「連絡体制の確保」について明記 ・「広域的な相互応援の実施、密接な情報交換、応援手続きの迅速化」を明記
3 県防災ヘリコプターによる災害応急計画(新設)	・「茨城県ドクターヘリコプターの緊急要請」について明記
第4節 被害軽減対策	
1 災害警備計画(現行第7節被害軽減対策計画)	
2 避難計画(現行第14節)	・「避難の勧告・指示・準備(災害時要援護者避難)情報の内容」を明記 ・「避難措置の周知」を明記 ・「避難情報等の種類」を明記 ・「避難誘導の方法」を明記 ・「災害時要援護者への配慮」を明記 ・「福祉避難所における支援」を明記 ・「福祉避難所等の生活環境(トイレ・入浴)の整備」「避難所の防疫指導」を明記 ・「避難所における住民の心得」を明記 ・「女性に配慮した避難所運営方策」を明記 ・時点修正
3 輸送計画(現行第8節)	・「緊急輸送道路の確保」について明記 ・「交通規制の実施」について明記
4 消防計画(現行第10節)	・「自主防災組織等の役割」を明記 ・「惨事ストレス対策」について明記
5 水防計画(現行第11節)	・「緊急時の措置」について明記
6 交通計画(現行第9節)	
7 保健計画(現行第15節)	
8 文教対策計画(現行第24節)	
9 労務供給計画(現行第27節)	
10 地域の孤立対策計画(現行第32節)	
11 医療・助産計画(現行第12節)	・時点修正
12 危険物等災害防止対策計画(現行第13節)	・「危険物等流出対策」について明記
13 燃料対策計画(新設)	・「燃料の確保体制」について明記 ・「住民への広報」について明記
第5節 被災者生活支援(新設)	
1 被災者の把握(新設)	・「被災者把握のための調査体制の整備」について明記 ・「避難者把握のための窓口」について明記
2 被災者のメンタルケア(現行第17節)	・「こころのケア対策(PTSD)」について明記
3 ボランティア団体等支援計画(現行第18節)	・「ボランティア団体との協力、連携」について明記
4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供(新設)	・「的確な情報窓口への振り分け」について明記 ・「生活情報の提供」について明記
5 生活救援物資の供給(新設)	・「給水方法」の内容の充実 ・「高齢者、乳幼児に配慮した食糧供給」について明記 ・時点修正
6 災害時要援護者応急対策計画(現行第19節)	・「食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の災害時要援護者への配慮」について明記 ・「外国人等に対する対策」について明記
7 帰宅困難者対策計画(現行第20節)	・「市、企業等の各機関の取組み」について明記
8 義援物資対策(新設)	・「被災地ニーズの把握、被災地情報の発信」について明記
9 愛玩動物の保護対策(新設)	・「愛玩動物の保護及び適正飼養」について明記
10 郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護措置(新設)	・「郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護措置」について明記
第6節 災害救助法の適用(新設)	
第7節 応急復旧・事後処理(新設)	

1	建築物の応急復旧
2	土木施設の応急復旧
3	ライフライン施設の応急復旧
4	清掃・防疫・障害物の除去
5	行方不明者等の捜索

1	建築物の応急復旧(新設)	・「応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画(現行第29節)」、「建築物等の応急危険度判定(現行第31節)」を含める ・「建築物等の応急危険度判定」について明記
2	ライフライン施設の応急復旧(新設)	・「施設の応急対策計画(現行第30節)」を含める
3	清掃計画(現行第28節)	・「死獣処理対策」を追加 ・時点修正
4	防疫計画(現行第16節)	
5	障害物の除去計画(現行第26節)	
6	死体の捜索及び埋葬計画(現行第25節)	

<b>第4章 震災復旧・復興対策計画</b>	
第1節	被災者の生活の安定化
1	義援金品の募集及び配分
2	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付
3	租税及び公共料金等の特例措置
4	雇用対策
5	住宅建設の促進
6	被災者生活再建支援法の適用
第2節	被災施設の復旧
第3節	激甚災害の指定
第4節	復興計画の作成

<b>第4章 震災復旧・復興計画</b>		
第1節	公共施設の災害復旧計画	
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	
第3節	被災者生活再建支援法の適用計画	・時点修正
第4節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画	
第5節	義援金品の募集及び配分	・「義援金」と「義援品」対策の明確化
第6節	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	
第7節	生活福祉資金の貸付	
第8節	母子寡婦福祉資金	・時点修正
第9節	その他の保護計画(新設)	・「被災者に対する職業のあっせん」「国税等の徴収猶予及び減免の措置」「生活保護」について明記